



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

高年齢者雇用の状況と改正法施行後の 高齢従業員の処遇

◆希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 5 割弱

厚生労働省は、2012 年「高年齢者の雇用状況」（6 月 1 日現在）の集計結果を 10 月中旬に公表しました。

これによれば、高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は 97.3%（前年比 1.6 ポイント上昇）で、大企業で 99.4%（同 0.4 ポイント上昇）、中小企業で 97.0%（同 1.7 ポイント上昇）でした。

また、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は 48.8%（同 0.9 ポイント上昇）で、大企業で 24.3%（同 0.5 ポイント上昇）、中小企業で 51.7%（同 1.0 ポイント上昇）との結果となりました。

◆約 4 分の 1 は継続雇用を「希望しない」

また、定年到達者の継続雇用の状況についてですが、過去 1 年間に定年年齢に到達した人（43 万 36 人）のうち、「継続雇用された人」は 73.6%（31 万 6,714 人）、「継続雇用を希望しなかった人」は 24.8%（10 万 6,470 人）、「継続雇用の基準に該当しないこと等により離職した人」は 1.6%（6,852 人）でした。

約 4 分の 1 の人は継続雇用されること自体を望んでいないようです。

◆継続雇用者の処遇はどのように決める？

高年齢者雇用安定法の改正（2013 年 4 月 1 日施行）により、労働者が希望すれば、企業は 65 歳までの雇用確保措置（継続雇用等）が義務付けられます（例外あり）。その際に問題となるのが、継続雇用者の「処遇」です。

日本経団連が行った「2012 年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」の結果によれば、法改正に伴って必要となる対応について、44.2%の企業が「高齢従



業員の貢献度を定期的に評価し、処遇へ反映する」と回答しています。

高齢従業員の業務内容や貢献度に応じて、処遇を決定しようとしている企業が多いようです。

スマホ等の「ブルーライト」が 眼の健康に及ぼす影響

◆「ブルーライト」って何？

パソコンやスマートフォン、携帯用ゲーム機やタブレットの液晶ディスプレイ、また LED 照明などから発せられる光のうち、可視光線で最も強い青色光を「ブルーライト」といい、他の色の光のように眼の角膜や水晶体で吸収されず、網膜まで達します。

青色光よりさらに強い紫外線については、長時間浴びると角膜炎等の眼病を生じることが明らかになっていますが、青色光も、眼の中で光を散乱させ、眩しさを感じる原因となることがわかっています。

◆目の健康にどのような影響を与える？

青色光は眩しさを感じる原因であることから、長時間青色光を発する光源を見続けると、眼精疲労を引き起こす可能性が指摘されています。

また、人間は青色光を見ると「今は活動時間である」と感じ取り、脳が覚醒することから、夜遅くに青色光を見続けることで体内時計が狂ったり、睡眠障害を引き起こしたりする可能性が指摘され、研究が進められています。

◆ブルーライト保護商品の効果は？

青色光を 50%カットする効果のあるメガネが、あるチェーン店では発売開始から 1 年ほどで 75 万本超を売り上げ、パソコンやスマートフォンの液晶保護フィルムも人気を集めています。

眼科医や大学教授らで立ち上げたブルーライト研究会では、保護メガネの使用が眼精疲労や睡眠に及ぼす影響に関する調査結果を発表していますが、いずれも一定の効果があったそうです。

ところが、人の水晶体には元々青色光をブロックする仕組みがあること、自然光にも青色光が含まれること、また、目を酷使することが眼精疲労の原因となることから、まだ青色光が有害とは言い切れないとする見方もあるようです。

◆ブルーライト保護商品に頼らずに眼の疲れを軽減するには？

オフィスにおける眼精疲労の原因には、何と言ってもパソコンの長時間使用が挙げられますが、モニタの明るさを落としたり画面の背景色を変えたりするだけでも、疲労感を軽くすることができるそうです。

VDT 作業については、厚生労働省も従事者の心身の負担を軽減するためのガイドライン等を設けています。肩こりや眼精疲労に悩む社員がたくさんいるという企業では、これらを参考に作業環境を見直してみるのもよいでしょう。

12 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以

降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]

～当事務所よりひと一言～

今年も年末調整の時期がやってきました。税制改正により、平成 24 年分の年末調整に関して、大きな改正がありましたので注意が必要です。

今年の冬は、例年以上に寒さが厳しくなるそうです。そして、2012 年も残すところ、あと僅かとなり早いもので年末のご挨拶をさせて頂く時期となりました。当事務所を信頼してくださった顧問先の皆さまには大変感謝しております。その信頼に答えるべく、一番良い形の人事・労務面のご提案ができるように所員一同、全力で取り組んでまいりますので、来年もよろしくお願い致します。

